



背景・目的

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標（WSSD2020年目標）に向けて、工業用化学物質の安全性を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。また、平成21年の化審法改正時の附則に基づき、改正法施行5年目（平成28年4月）の見直しに向けた所要の検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。

事業概要

① 上市後化学物質のリスク評価の加速化等

既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討、複雑な組成からなる混合物（例：石油由来化合物等）の評価手法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

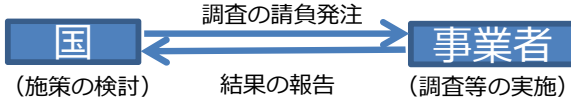
② 化学物質審査等の規制改革の推進

施行5年目の見直しに向けて化審法の施行状況を点検し、化学物質のリスクの最小化による安全・安心の一層の確保に向け、我が国の実態に則した具体的な措置を検討し、中央環境審議会等での審議に供する。その際、国民の安全・安心の確保のためのセーフティネット確立と、規制合理化や国際基準調和の推進による我が国事業者の競争力向上との両立を目指す。

③ アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

我が国とインドネシア・ベトナムの環境大臣間の覚書に基づき、化学物質の製造規制・排出規制を含めた政策パッケージについて、我が国の知識・経験や手法を伝達して両国の能力向上に資するため、実務者を現地に派遣し、行政官等を対象に講習を行う。

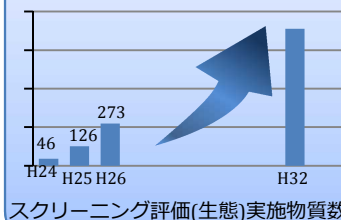
事業スキーム



期待される効果

- ・化審法に基づくリスク評価の加速化を実施し、リスクを低減すべき物質を特定する。

上市後化学物質のリスク評価の加速化等



- (1) 生態毒性試験困難物質の試験法検討事業
疎水性・難水溶性等の評価が困難な化学物質について、新たな毒性試験法を検討・確立。また、事業者向け説明会の開催により、事業者に生態毒性試験の実施を促す。
- (2) リスク評価単位グループ化検討事業
複雑な組成からなる混合物（石油由来化合物、界面活性剤等）などについて、海外での具体的な評価事例や既存の知見を収集し、生態毒性の評価手法を構築する。

化学物質審査等の規制改革の推進

- 化学物質の用途・使用方法に応じた対策
・化学物質の用途や使用方法に応じた一層のリスク管理措置、情報伝達手法を検討・確立（例：環境への排出を抑制すべき物質に係る情報伝達など）
- 化学物質含有製品への対策
・高懸念の化学物質を含む製品等のリスクの評価手法や規制手法を検討（化学物質を使用した製品の製造・使用・廃棄などライフサイクル全体を踏まえた対策の確立）
- 新規化学物質審査制度の一層の合理化
・産業界からの合理化要望の是非・セーフティネットのあり方を検討（H29年度からは、少量新規制度（全国・個社10トン以下）に加え低生産量新規制度（全国・個社10トン以下）も検討）
- 産業界のリスク評価・リスク管理の促進
・化学物質の取扱い・排出実態の把握、産業界のリスク評価・リスク管理促進のための具体的手法の検討、事業者用マニュアル等の整備、国による産業界の取組の評価手法等を検討

中央環境審議会等での審議結果を受けて、必要に応じて法改正や政省令改正及び各種規定の整備等による運用改善を行う。

アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

目的：現地での講習会等の開催等により、相手国の化学物質対策能力の向上を促進し、アジアにおける適正な化学物質対策の実現を図る。

講習の主な議題：

- －当該国における化学物質対策の現状と課題
- －化学物質対策に関する日本の知識と経験
- －化学物質のリスク評価手法

講習開催実績：ベトナム（H23～ 5回開催）
インドネシア（H26～ 2回開催）

講習参加者：相手国政府の関係各部署、地方自治体、その他行政関係者

